

グリーンプリンティング工場認定規程

2002年4月1日制定

2012年5月23日改定

2014年8月20日改定

2024年8月1日改定

一般社団法人日本印刷産業連合会

【目的】

第1条 本規程は、一般社団法人日本印刷産業連合会（以下「日印産連」という。）が運営するグリーンプリンティング認定制度における工場認定について定める。

なお、企業単位での総合部門の認定については別途定めるものとする。

【対象】

第2条 認定の対象は、印刷製品の製造に関わる工場・事業所（以下「工場」という。）で、営業・企画・デザイン工程、製版工程、刷版工程、印刷工程、表面加工・製本工程、デリバリー工程のいずれかひとつ以上を有する工場とする。

【部門】

第3条 認定は、以下の部門に分けて行う。

- (1) オフセット印刷部門
- (2) グラビア印刷部門
- (3) シール印刷部門
- (4) スクリーン印刷部門

【認定の単位】

第4条 認定は、工場単位とする。

2. 申請した工場に関連する同一敷地内の全ての工程を対象とし、一部の工程を除外することは認めない。
3. 同一敷地内に一部の工程を担当する連結子会社がある場合には、同一工場扱いとする。

【認定の申請方法】

第5条 認定申請を行う工場（以下「申請工場」という。）は、認定を希望する部門に応じた次の書類（以下「申請書類」という。）を日印産連グリーンプリンティング認定事務局（以下「認定事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 「グリーンプリンティング工場認定審査申請書」
- (2) 「グリーンプリンティング工場認定評価表兼チェックシート」
- (3) グリーンプリンティング工場認定申請用添付書類

申請に必要な添付書類の詳細は「グリーンプリンティング工場認定評価表兼チェックシート」に記載する。

2. 申請に当たっては、前項(2)の書類により自己評価を行い、必須項目を全て満たしているとともに、達成度(規定点数の合計に対する達成点数の合計の割合)70%以上であることを確認しておかなければならない。

【認定申請の受理】

第6条 認定事務局は、認定申請を受けて、提出された申請書類に不足・未記入等の不備がないかを確認し、不足・不備があるときは追加資料の提出や資料の修正を要求する。

2. 認定事務局は、申請を行った工場に事業活動の実態がない場合、又は行政機関からの操業停止命令や営業停止等の処分を受けていることを確認した場合は、それらの事項が解除されるまで、審査を開始せず、その旨を申請工場に連絡する。

【認定審査員及び担当審査員の決定】

第7条 認定事務局は、グリーンプリンティング工場認定審査員(以下「認定審査員」という。)を任命し、認定審査の実務を委託する。

2. 認定事務局は、認定審査員の中から案件ごとに担当する認定審査員(以下「担当審査員」という。)を決定し、「グリーンプリンティング工場認定審査業務依頼書」とともに申請書類の写しを担当審査員に送付する。

【認定審査(書類審査)】

第8条 担当審査員は、申請書類を確認し、「GP 工場認定審査チェック表」(様式一審査02)を用い、グリーン基準に対する適合性(以下、「適合性」という。)を判断する。

2. 申請項目のうち、改善を要する点並びに不整合の点があれば、申請工場に指摘・助言を行い、書類の修正、加筆、追加、差替え等を指示する。
3. 前項において、法令遵守及び必須項目達成の障害となる不適合事項(以下、「重大な不適合」という。)が発見された場合は、「不適合事項指摘書兼是正処置報告書」(様式一審査03)(以下、「是正処置報告書」という。)をもって申請工場に通知し、是正処置を6カ月以内に行うことを要求する。この場合の対応は、第10条によるものとする。
4. 書類審査の結果、申請工場がISO 14001の認証を受け、かつ有効期限内であり、申請内容が十分に担保可能で、現地審査を免除することができる判断した場合は、この結果を認定事務局に連絡する。認定事務局は申請工場に対して、現地審査を免除し

た旨を連絡する。

【認定審査（現地審査）】

第9条 担当審査員は、申請工場と現地審査の日程を調整の上、「GP 工場認定審査計画書」（様式－審査 04）を作成し、申請工場に送付する。

2. 認定申請を新たに申請する工場（以下、「新規申請工場」という。）は「GP 初回会議／申請工場の概要説明書」（様式－審査 05）、新規に認定を受けた後、認定の継続を申請する工場（以下、「更新申請工場」という。）は「更新時の確認書」（様式－審査 06）に必要事項を記入し、担当審査員に提出する。
3. 担当審査員は、「現地審査計画書」に基づいて現地審査を行う。
4. 現地審査にあたっては、「GP 工場認定審査チェック表」（様式－審査 02）を用い、審査の結果は「GP 工場認定審査報告書」（様式－審査 01）にまとめ、適合性を判断する。
5. 担当審査員は、現地審査において申請工場のパフォーマンス向上・環境改善に有効と判断される事項があれば、助言を行う。
6. 重大な不適合が発見された場合は、是正処置報告書をもって申請工場に通知し、是正処置を6カ月以内に行うことを要求する。この場合の対応は、第10条によるものとする。
7. 審査に使用する申請書類一式に関しては、部門ごとに指定した様式を使用するものとする。

【不適合是正処置】

第10条 担当審査員から重大な不適合の指摘を受けた場合、申請工場は速やかに是正処置を行うとともに、発生原因の調査及び再発防止策を是正処置報告書にまとめ、6カ月以内に担当審査員に提出する。

2. 申請工場からは是正処置報告書が提出された場合、認定審査員はその内容を確認し、適合性を判断する。
3. 期限までに申請工場からは是正処置報告書が提出されなかった場合は審査を終了し、担当審査員は認定事務局に連絡する。認定事務局は、事実関係を確認の上、申請工場に審査終了を通知する。

【認定申請料、審査料及び認定登録料】

第11条 申請工場は認定申請料を認定申請時に支払わなければならない。

2. 申請工場は認定の審査を受ける前に審査料を支払わなければならない。審査料には、現地審査に係る旅費等全ての経費を含むものとする。
3. 認定を受けた工場（以下「認定工場」という。）は、認定の通知を受けた後、翌月末

までに認定登録料を支払わなければならない。

4. 認定申請料、認定登録料は定額とし、審査料は認定を受けた工場の従業員規模及び日印産連会員団体の会員・非会員別に別途定める。
5. 認定申請後、申請を取り下げた場合にあつては、事由の如何を問わず、支払われた認定申請料は返還しない。審査料については、審査を開始した時点で返還しない。
6. 日印産連会員団体に属する工場が、認定取得後当該団体を脱会した場合、認定事務局は会員外の審査料、認定登録料との差額を徴収することができるものとする。ただし、脱退時に認定を辞退した場合はこの限りではない。また、会員団体に属さない工場が、認定登録後に会員に加盟した場合は、すでに支払った審査料、認定登録料との差額は返還しない。

【認定機関】

- 第12条 認定の決定は、日印産連が設置するグリーンプリンティング工場認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行う。
2. 認定委員会は、原則として、毎年6月、9月、12月、3月の年4回会議を開催する。

【認定基準】

- 第13条 認定の基準は、オフセット印刷部門においては、日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準、グラビア印刷部門においては、日印産連「グラビア印刷サービス（軟包装）」グリーン基準、シール印刷部門においては、日印産連「シール印刷サービス」グリーン基準、スクリーン印刷部門においては、日印産連「スクリーン印刷サービス」グリーン基準における必須項目を全て満たすこと、及び達成度（規定点数の合計に対する達成点数の合計の割合）70%以上とする。

【認定の決定】

- 第14条 日印産連は、認定の可否を決定するため、認定委員会を開催する。
2. 認定委員会の定足数は委員数の3分の2とし、担当審査員の報告及び認定基準に基づいて、認定の可否を判断する。認定は出席委員の全会一致で決定する。
 3. 認定委員会において認定の決定が下された日をもって、認定日とする。

【認定の通知】

- 第15条 認定事務局は認定の可否について申請工場に対し速やかに通知を行うものとする。

【認定証の発行】

第16条 認定事務局は、認定が決定した工場に対し、認定証を発行する。記載内容は下記のとおりとする。

- (1) 部門名、事業者名、工場名、所在地
- (2) 認定番号、認定日、認定有効期限日

2. 認定証には、次のものを添付する。

- (1) 認定プレート
- (2) グリーンプリンティングマーク(GP マーク)のデジタルデータ及び関連規程等の書類

【認定の公表】

第17条 認定事務局は認定された工場を速やかに公表する。公表する内容は次のとおりとする。

- (1) 事業者名、工場名、所在地
- (2) 認定番号、認定日、認定有効期限日
- (3) その他公表することに認定工場が同意した項目

【GP マークの取扱い】

第18条 認定工場は、認定を受けていることの証である GP マークの取扱いについて「GP マーク使用の手引き」に従うものとする。

【認定の有効期限】

第19条 認定工場の認定有効期限は、認定日の3年後の月末とする。

【認定の更新】

第20条 認定の継続を希望する認定工場は、認定の更新において、認定有効期限の6カ月前から2カ月前までの間に認定の更新申請を行わなければならない。

2. 更新時における申請方法、認定方法は、第5条から第20条までを準用する。ただし、認定申請料、認定登録料は徴収しない。また、特に定めのない更新審査の様式については、準用する認定審査の様式に合わせたものを使用する。

【認定の更新における暫定措置】

第21条 認定工場が前条第1項に基づき認定更新申請を行い、更新認定の可否が決定するまでに認定有効期限が超過した場合には、認定は継続しているものとみなす。

2. 自然災害等やむを得ない事由により申請書類の提出又は認定審査が遅延したことにより、認定有効期限が超過した場合には、認定は継続しているものとみなす。

3. 前2項の措置により更新が認定された場合、新たな認定有効期限は、措置が適用されない場合と同日とする。

【登録内容の変更】

- 第22条 認定取得後、申請書に記載した事項に変更があったときは、認定工場は速やかに認定事務局に対し、「グリーンプリンティング工場認定に係る変更届」（様式-変更01、以下「変更届」という。）を提出する。
2. 認定事務局は、「変更届」の提出を受けたときは、変更内容を確認し、登録情報を修正する。変更内容に工程の増設が含まれる場合は、認定更新までの間は認定工場の範囲外とする。
 3. 前項において、認定工場が増設した工程を含めた認定を希望する場合、又は認定を継続する上で認定審査が必要と認定事務局が判断した場合は、特別審査を行う。

【特別審査】

- 第23条 特別審査は第9条、第10条、第14条、第16条、第17条第1項、第18条の規定を準用する。
2. 特別審査は、変更内容の確認として実施するものであり、認定委員会の承認を必要とせず、認定継続の判断は担当審査員を含めた審査員の合議により判断する。
 3. 特別審査により認定が継続された場合においても認定日、認定有効期限は変更しない。

【基準等の見直し】

- 第24条 認定基準は必要に応じて見直しを図り、改定するものとする。
2. 基準の改定については、原案を認定事務局が作成し、グリーンプリンティング推進部会の承認を経て、認定委員会が審議、承認を行うものとする。
 3. 見直しの際にはグリーン購入法等その他の基準との整合性を十分に図るものとする。
 4. 基準等の改定に際しては、告知後6カ月の期間を経て改定日とする。ただし、特別な事情がある場合は、認定委員会の審議、承認を経て改定日を決定することができる。
 5. 改定後の基準については、改定日以降の認定申請から適用するものとし、更新認定においては、更新認定日が改定日以降となる場合に適用する。ただし、相当の期間を設けて適用することを妨げない。

【認定の取り消し】

- 第25条 認定工場が認定を辞退する場合は、辞退届を認定事務局に提出する。認定事務局が辞退届を受理した時点で認定を取り消す。また、認定の更新を行わなかった場合には認定有効期限日をもって認定を取り消す。

2. 認定工場が移転した場合には、認定を取り消す。ただし、移転後の工場において認定を継続する意思がある場合は、第26条の規定に基づき、移転完了後6カ月以内に第25条に定める特別審査を受審することで認定を継続できるものとする。なお、この場合、移転開始から認定継続の手続き完了までの期間は、認定は継続しているものとみなす。
3. 会社を清算した場合及び合併等により認定工場の属する会社に変更になった場合は、認定を取り消す。ただし、認定工場の属する会社に変更になった場合において、認定基準に対する達成度に変更がない場合は、認定を継続できるものとする。
4. 認定決定後、申請内容に虚偽があったことが明らかになった場合は、判明した時点で認定日に遡り認定を取り消す。
5. 認定基準の維持ができなくなったことが判明した場合は認定を取り消す。
6. 認定有効期限日までに取り消しがあった場合にも、認定申請料、審査料、認定登録料の返還は行わない。
7. 認定を取り消された工場は、認定証、認定プレートを認定事務局に速やかに返還しなければならない。

【現状報告と現地調査】

第26条 認定工場は、定期的に以下の環境パフォーマンスデータの報告を認定事務局に行うものとする。

- (1) エネルギー消費量（電気、ガス）
- (2) 廃棄物排出量
- (3) 環境配慮製品製造実績（GPマーク採用製品等）
- (4) その他認定事務局が必要と判断した項目

2. 認定事務局は認定制度の適正な運用を図るため、前項とは別に認定工場に対し必要に応じて認定に関連する現状報告の提出要請又は認定工場の現地調査を行うことができるものとする。認定工場は、認定事務局からの要請があった場合、それに応じなければならない。

【認定制度の周知】

第27条 日印産連は、認定工場が環境経営に積極的な企業として、付加価値の向上も含め社会的評価が高まるよう、国、民間団体、クライアント等に対し積極的周知を行うものとする。

2. 認定工場においても本認定制度の認知向上のため、積極的に認定取得に関する情報発信、GPマークの活用を行うものとする。

【会員団体の役割】

第28条 日産連会員団体は本認定制度が十分に活用されるように、会員企業への周知に努めることとする。

2. 日産連会員団体は、団体に所属する認定工場の状況について常に留意することとし、団体を脱退した場合等には、速やかに認定事務局に報告するものとする。
3. 日産連会員団体は、団体に所属する認定工場の従業員数の確認を行うものとする。
4. 以上の役割に対し、別途規程に基づき認定事務局から当該団体に対し手数料を支払うものとする。

【認定事務局等の守秘義務】

第29条 本認定制度の運用に当たり、認定事務局員及び認定審査員、並びに認定委員は知り得た情報について守秘義務を負うものとする。

【疑義への対応】

第30条 本規程の内容に疑義が生じた場合は、関係者間の協議の上決定する。

【改定】

第31条 本規程の改定は、原案を認定事務局が作成し、グリーンプリンティング推進部会及びステアリング・コミッティの承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、2002年4月1日から発効する。
2. 本規程を2012年5月23日に改定し、実施する。
3. 本規程を2014年8月20日に改定し、実施する。
4. 本規程を2024年8月1日に改定し、実施する。

以 上